

裁判手続きを悪用した

架空・不当請求に

ご注意を！

近年、出違い系サイトやアダルトサイト等に係わる架空・不当請求による被害が増加しています。その手口は日々変化を遂げ、より巧妙化、悪質化し、依然として減少傾向を示していません。

最近では、出違い系サイトやアダルトサイト等の請求と称して「支払督促」を偽造し、これを消費者に送付するケースや「少額訴訟」を提起すると脅す手口など、裁判手続きを利用した架空・不当請求が増えています。

とつてなじみがないため、送付された書類の真偽を判別することは難しく、不安に感じることが多いようです。

これらの悪質な架空・不当請求は、いつあなたを狙ってくるかわかりません。だまされないうちに、その手口を知ることが大切です。



問合せ
東部県民生活センター
電話055(952)2299
観光商工課
電話055(948)1480

支払督促

債権者が原則として債務者（相手方）の住所のある地域の裁判を受け持つ簡易裁判所の裁判所書記官に対する申し立てを行うことにより、債務者に対して金銭の支払いを命じる制度のこと。「支払督促」の確定を避けるためには、「督促意義の申し立て」が必要です。

少額訴訟

60万円以下の金銭の支払いの請求を目的とする事件に利用できる、簡易裁判所における訴訟手続きのこと。原則一回の審理を経て判決が下されます。

通知の見分け方のポイント！

チェック? 「特別送達」と記載された、裁判所の名前入りの封書で送付されてきます。はがきや普通郵便で送付されてくることはありません

チェック? 受け取りのときは、郵便職員から「郵便送達報告書」に署名または押印が求められます。

チェック? 郵便職員による手渡しが原則です。はがきなどのように郵便受けに投げ込まれることはありません。



チェック? 本物の「支払督促」や「少額訴訟の呼出状」には、「事件番号」「事件名」が記載されています。そして、「支払督促」については、「督促異議申立書」が同封されています。なお、これらの書類に金銭の振込み先（預金口座等）が記載されていることはありません。

本物の支払督促・少額訴訟の呼出状であるときの対処法

支払督促の場合

「督促異議の申立て」をしてください。「支払督促」と同封されている「督促異議申立書」に必要事項を書いて裁判所に送り返すだけで、申し立てができます。

少額訴訟の呼出状

指定された期日に裁判所に出頭するとともに、自分の言い分を記載した「答弁書」という書面を期日の前に裁判所に提出してください。

具体的な対応策については、弁護士や消費生活センター等に相談してください

裁判所から書類が届いたら...

まずは、本当の「裁判所」からの通知か確認！

裁判所の手続きが本当に進められている場合には、身に覚えのない請求でも放置すると、強制執行などの不利益を被るおそれがあります。

このとき、通知に書かれた連絡先には絶対に連絡しないでください。

裁判所からの通知であるかどうかは、次ページの「通知の見分け方のポイント！」を参考にしてください。

本当の裁判所からの通知である場合

弁護士や消費生活センターなどにご相談ください。
東部県民生活センター 電話 055 952 2299

本当の裁判所からの通知ではなかった場合

そのまま放置して構いません。不安なときは、消費生活センターなどにご相談ください。

まだまだあります！ こんな手口 あんな手口

手紙やはがき、メールによる不当請求
利用した覚えのない有料電話情報ツーショットダイヤル、ダイヤルQ2と称する情報料等を請求する手紙、はがき、メールによる請求。内容は、「有料番組提供会社から未納利用料金の債権譲渡を受けたと称する債権回収業者より、はがきやメールで利用料金の請求を受け、期限までに入金されなければ、自宅まで請求に行く。そのときは、交通費も含めて請求する」と記載されています。

架空あるいは一度だけアクセスしたサイトから利用料金を請求されるケース。なかでも、携帯電話でのメールを手段とした料金請求が増えています。特に最近では、自分が携帯電話からインターネットに接続し、いろいろなサイトを見ているうちに、突然アダルトサイトや出違い系サイトにつながり、料金請求の表示などというパターンが増えてきています。